

山下ピー・エム・コンサルタンツ社長

川原 秀仁

改正品確法は、部分的にはあるものの、これまで公共工事を規定してきた会計制度に風穴を開けた。この変化の先に何があるのかを見据え、よい方向に広げていかなければならない。

改正品確法にある「多様な発注方式」の精神を機能させるにはまず、発注者である地方公共団体や行政機関が変わる必要がある。発注方式は従来のように一種類ではなく、各プロジェクトごとに最適なやり方を選ぶものだという意識をぜひ発注者自身に持っていたきたい。人口減・税収減・少子高齢化という観点からも、公共施設の発注者がさまざまな建築生産方式を柔軟に使い分けられる体制を整えていかなければならない時代は必ずやってくる。

受注者側もまた、設計者・施工者それぞれに役割の変化が求められることになるだろう。戸惑いをもって迎えられている向きもある品確法改正だが、その目的は不落不調の解消、そして生産プロセスとコストの合理化にあることをまず理解したい。この合理化はどこへ向かうのだろうか。キーワードの一つは、フロントローディング化である。一社だけのフロントローディングではなく、複数社が関わる建築プロジェクト全体の必要作業を前倒しするということがある。品質・コスト・工期の改善を図り、企画から運営のあり方までを整流化する効果が期待できる。

これは発注者の意思決定時期が前倒しされて、より基本設計の重要性が高まることを意味する。これからの設計者には、必要十分な条件を網羅した基本設計図書を作成する技術が求められるようになるだろう。加えて、基本設計に盛り込んだコ

発注者と受注者、それぞれの変革

コンセプトや仕様を運営に活用できるよう、設計図書のあり方を整えていく必要も生じてくる。たとえば設計説明書、BIM、総合図（プロット図）などの形で、当初の意図を実施設計や工事段階を経て運営段階まで維持するようなスキームを構築することである。

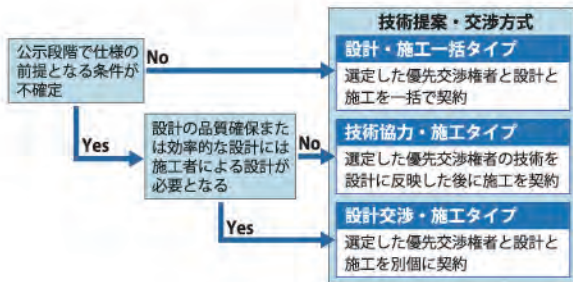
もつ一つのキーワードは、コンカレントエンジニアリングである。日本が世界に誇る製造業に倣って、建築生産にもデザインとプロダクトの同時進行の手法をつまみ取り入れたいところだ。実施設計図書は今後、コスト算出、工程計画立案、品質保持といった生産性を確保する目的に重きが置かれようとしている。施工者が生産計画・調達計画を進めると同時に実施設計図を作成することができれば、手戻りのない合理的なリレーションが実現し、日本の建築生産システムの長所が発揮されることだろう。

CMrや発注者支援者にも、一段と高い能力が求められることは言うまでもない。必要事項を漏れなくまとめ、考えつる限りのリスクを最小化するための発注図書を早期段階で整備するスキルや、複雑なプロジェクトを俯瞰して緻密なダイヤグラムを策定・運用する技術をさらに磨かねばならない。

この欄で繰り返し述べてきたように、今回の改正は、日本に潜在する最良の技術や生産プロセスを開花させる可能性を秘めている。長年培ってきた民間の得意技を公共工事に投入できる余地が生まれたのであるから、この機を利用しない手はない。だがそれは、お互いが誠実に、最良の成果を目指していくことで初めて実現する。建設産業に従事するプレーヤー全員に、変革すべき時が訪れている。

（毎月1回掲載）

品確法と多様な発注方式3



技術提案・交渉方式。設計・施工一括、技術協力・施工、設計交渉・施工の3タイプがある。改正品確法に基づき、新たに導入される入札契約方式となる。（日刊建設工業新聞平成27年3月25日記事より）